

上尾市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和4年8月2日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

上 尾 市 長 畠 山 稔 様
上尾市議会議長 渡 辺 綱 一 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫
上尾市監査委員 鈴 木 彬
上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書について（提出）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を執行したので、
同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 準拠基準

上尾市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査対象

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
所管部局 健康福祉部福祉総務課

4 監査期間

令和4年5月20日（金）から令和4年6月30日（木）まで

5 監査の範囲

市が出資した出資金及び補助金の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 出資金 | 2,500,000円 |
| (2) 令和3年度 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会補助金 | 171,536,726円 |

6 監査の実施内容及び着眼点

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、関係者から説明を聴取し監査を実施した。

(1) 着眼点

○社会福祉法人上尾市社会福祉協議会

ア 経理規程等諸規程が整備され、それらに基づいて事務が執行されているか。

- イ 定款に沿って事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- カ 会計経理及び財産管理は適切か。また活用されていない財産等はないか。
- キ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ク 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- ケ 経済性・効率性・透明性の観点から契約事務が行われているか。
- コ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- サ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- シ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ス 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

○所管部局（健康福祉部福祉総務課）

- ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- イ 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ウ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- エ 補助金の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。
- オ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(2) 監査書類等

- ア 定款及び諸規程
- イ 事業報告書及び決算書（平成 31、令和 2、令和 3 年度分）
- ウ 出資に関する書類
- エ 市補助金に関する書類
- オ 総勘定元帳
- カ 収支伝票
- キ 証票（領収書、請求書、納品書等）
- ク 現金出納帳
- ケ 契約に関する書類
- コ 職員の服務・給与・福利厚生等に関する書類
- サ 臨時職員・嘱託職員に関する書類
- シ 職員・臨時職員勤務整理簿
- ス 登記簿謄本
- セ 残高証明書（令和 4 年 3 月 31 日現在）
- ソ その他

7 監査対象の概要

(1) 事業の目的

市民が主体となり、社会福祉部門における関係者の参加・協力を得て、市民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織として、昭和 33 年 7 月 15 日、市制施行とともに設置され、昭和 54 年 12 月 1 日に社会福祉法人となり、現在に至る。

上尾市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ ボランティア活動の振興
- キ 共同募金事業への協力
- ク 日赤事業への協力
- ケ 居宅介護等事業の経営
- コ 上尾市老人福祉センターの経営
- サ 障害福祉サービス事業の経営
- シ 移動支援事業の経営
- ス 上尾市身体障害者福祉センター（ふれあいハウス）の経営
- セ 上尾市福祉サービス事業所（かしの木園）の経営
- ソ 上尾市意思疎通支援等事業
- タ 福祉サービス利用援助事業
- チ 生活福祉資金貸付事業
- ツ 福祉資金貸付事業
- テ 心配ごと相談事業
- ト 地域福祉センター運営事業
- ナ 居宅介護支援事業
- ニ ファミリー・サポート・センター事業
- ヌ 生活支援体制整備事業
- ネ 福祉機器リサイクル及び貸出し事業
- ノ 上尾市成年後見センター事業
- ハ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 出資の状況

基本財産の総額は 3,000,000 円であり、そのうち上尾市の出資金は 2,500,000 円（出資比率 83.3%）である。残りの 500,000 円については、上尾市社会福祉協議会が、昭和 54 年 12 月 1 日より社会福祉法人化された際に、前身の任意団体であった上尾市社会福祉協議会から引き継いだものである。

(4) 組織

事務所を上尾市大字平塚 724 番地に置き、役員として理事 16 名（会長 1 名、副会長 3 名を含む）、監事 3 名、評議員 39 名、事務局職員として社会福祉協議会職員 45 名、非常勤職員 1 名、嘱託職員 6 名、臨時職員 31 名、登録ヘルパー 44 名をもって構成されている。

8 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、その他軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。